

介護ロボット導入に係るネットワーク設計構築及び工事仕様書

第1 総則

- 1 この仕様は、医療法人緑の風(以下「甲」といいます。)が発注する 介護ロボット導入に係るネットワーク設計構築及び工事仕様について定めます。
- 2 履行場所は介護老人保健施設いこいの森(津市河芸町東千里 3-1)とし、機器納入等にかかる費用を含むものとします。
- 3 受注者(以下「乙」といいます。)は、本仕様書に明記されていない事項については、甲と協議することとし、乙は公表されている仕様上当然なことは誠実に実施するものとします。
- 4 工事完了の際、乙は受注行為に対し責任を有する者が立会い、甲の確認を受けるものとします。

第2 設計構築・工事仕様

- 1 甲が使用する主たるシステムについて
介護ロボット(各種センサー)、介護電子カルテシステム、介護請求システム
システム形態は、クラウドシステム及びオンプレミス型クライアントサーバーシステム
- 2 既存ネットワーク環境について
介護老人保健施設いこいの森、居宅介護支援事業所虹及びグループホームくつろぎの家は、有線LAN接続による同一ネットワークで接続されている。
いこいの森本館と別館はVPN接続し、インターネットは、本館側から接続している。
現行機器接続台数については、以下に記載します。
いこいの森本館：PC、プリンタ及び無線アクセスポイント 計64台
別館：PC、プリンタ及び無線アクセスポイント 計 8台
- 3 調達範囲及び要件
 - (1) 導入想定介護ロボット(各種センサー)、介護電子カルテシステム用ネットワークの構築及びLAN工事(無線アクセスポイント設置を含む)
 - ・介護ロボット(各種センサー)については、以下の台数を想定
行動分析センサー(カメラ)：102台 ※有線LAN接続
(本館2F：36台、本館3F：34台、本館4F：32台)
ベッド用センサー：17台 ※無線アクセスポイント接続
(本館5F：2台、別館：6台、くつろぎの家：9台)
 - (2) スマートフォン(iPhone)接続
各センサーからの情報をスマートフォンで受信するため、法人施設内すべての場所で無線接続が可能となる無線アクセスポイントの設置。
※介護ロボットセンサー用無線アクセスポイントとの共用可能。
 - (3) 信号トラフィックの問題から、行動分析センサー接続のネットワークは、単独のネットワーク構成あるいは仮想LAN接続等を利用し、既存ネットワークとは別ネットワークとすること。
 - (4) ネットワークを物理的に分割しても良いが、既存ネットワークも含め、全てのネットワークは通信可能とすること。

- (5) いこいの森本館、別館、グループホームくつろぎの家、並びに居宅介護支援事業所虹全てのネットワークは、インターネット接続を可能とすること。
- (6) ネットワーク構築に必要な機器についても、受注者側で選定し、設定を行うこと。
- (7) ネットワーク機器への配線については、識別ができるようにタグ等を付けること。
- (8) 既存環境や施設図面等が必要な場合は、契約に関する事務を担当する部署に問い合わせること。

4 提出書類等

提出書類等は、以下のとおりとし、適切な時期に提出すること。なお、提出書類のうち発注者が適当と認める場合は、電子データによる提出のほか、その提出を省略することができる。

- ・ネットワーク設計書
- ・IPアドレス設定書、機器構成表
- ・試験結果報告書
- ・工事完成図面
- ・ユーザ向け操作マニュアル（発注者側でのネットワーク機器等の管理が必要な場合）

5 保守要件

ネットワーク機器については、無償保守期間を提出書類の機器構成表に記載すること。また、ネットワーク上、重要と思われる機器については、有償保守費用を明示し、提出すること。

ネットワーク障害時に問題点の切り分け等、受注者によって運用管理が有償で必要な場合は、月額費用として提示すること。

第3 その他

- 1 工事スケジュールについては、契約に関する事務を担当する部署と協議のうえ決定すること。
- 2 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより納期等に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議すること。
- 3 受注者が前述のイまたはウの義務を怠ったときは、契約解除等の措置を講じることができるものとします。